

蒜山デイサービスセンター(指定通所介護)料金表

指定通所介護

1回当りのサービス料金

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

利用時間6時間以上8時間未満	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	6,770円	7,890円	9,010円	10,130円	11,250円
2. サービス提供体制強化加算Ⅱ	60円	60円	60円	60円	60円
3. うち介護保険から給付される金額	6,147円	7,155円	8,163円	9,171円	10,179円
4. サービス利用に係る自己負担額合計(1+2-3)	683円	795円	907円	1,019円	1,131円

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 入浴の介護を行った場合50円(本人1割負担分)を徴収いたします。

※ ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記①参照)

※ 若年性認知症患者に対し介護サービスを提供した場合には60円(日額)をいただきます。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。料金:1回あたり500円

② レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金:材料代等の実費をいただきます。

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代:実費 その他:実費

⑤ 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、共通サービスに記された「ご契約者の要介護度とサービス利用料金」欄の全額が必要となります。

⑥ 8時間を超えてサービスを提供した場合(時間延長サービス)

料金:1時間につき800円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

蒜山デイサービスセンター(指定介護予防通所介護)料金表

指定介護予防通所介護

1月当りのサービス料金

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。)

	要支援1	要支援2
1. サービス利用料金	22,260円	43,530円
2. サービス提供体制強化加算Ⅱ	240円	480円
3. うち介護保険から給付される金額	20,250円	39,609円
4. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,250円	4,401円

	アクティビティーサービス
1. 選択的サービス種類とサービス利用料金	530円
2. うち、介護保険から給付される金額	477円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	53円

☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 若年性認知症患者に対し介護サービスを提供した場合には240円(月額)をいただきます。

☆ ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記②参照)

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ① 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防通所介護サービスの利用
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。
 - ② 食事の提供にかかる費用
ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。料金:1回あたり500円
 - ③ レクリエーション・クラブ活動
ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金:材料代等の実費をいただきます。
 - ④ 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
 - ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代:実費 その他:実費
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。